

中井町勤労者住宅資金利子補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内に居住する勤労者が中央労働金庫（以下「融資機関」という。）から住宅資金の融資を受けた場合、町の予算の範囲内において利子の一部を補助することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象者)

第2条 補助の対象者は、融資機関から住宅資金の融資を受けた者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 補助の申請時において町内に居住している者

(2) 町内に自己の居住する住宅を新築、増改築又は購入しようとする者

(3) 補助の申請時において労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者である者

(4) 町税を完納している者

2 補助期間内において、補助を受けた者が労働基準法第10条に規定する使用者の事情により離職した後、その離職を証明する書類を添えて補助の申請をしたときは、その者を前項第3号に規定する者をみなす。

(補助の内容)

第3条 補助の期間、補助額及び補助対象借入額は、次の表のとおりとする。

補 助 期 間	償還を開始した月から5年間
補 助 額	支払利子額の2分の1の額（その額に100円未満の端数が生じた時はその端数を切り捨てた額）
補助対象借入額	60万円以上500万円以下

2 前項の支払利子額は、前年中の支払利子月額を合算して得た額とする。

(補助の申請)

第4条 補助を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、前年中の支払利子分について、毎年1月末までに中井町勤労者住宅資金利子補助交付申請書（第1号様式）に住民票の写し、工事請負契約書又は売買契約書の写し、確認申請書の写し及び登記簿謄本を添えて、町長に申請しなければならない。ただし、2年目以降の申請にあつては、添付書類を省略することができる。

(補助の決定)

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに審査を行い、補助の交付の適否を決定し、中井町勤労者住宅資金利子補助交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び受領の委任)

第6条 補助の交付の決定を受けた者（以下「受給者」という。）は、補助金の請求及び受領の権限を融資機関に委任するものとし、委任状（第3号様式）を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付時期)

第7条 補助金は、第5条の規定による交付の決定をした日の属する年度の末日までにこれを交付する。

(補助金の交付手続)

第8条 第6条の規定による委任を受けた融資機関は、町長の指示に従い、請求書（第4号様式）に中井町勤労者住宅資金利子補助金明細書（第5号様式）を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求に基づき補助金を融資機関に一括交付するものとする。

(状況調査)

第9条 町長は、必要と認めたときは、補助の対象となった住宅の活用状況を調査することができる。

(異動の届出)

第10条 受給者は、補助期間において住所若しくは氏名を変更したとき又は補助の対象となった住宅の所有権を移転したときは、速やかに町長に届け出なければならない。

(補助の停止又は打ち切り)

第11条 町長は、受給者が補助期間において償還金を延滞したときは、当該期間に係る補助金の交付は行わないものとする。

2 町長は、受給者が補助期間において次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を打ち切るものとする。この場合において、補助金の交付は、当該各号のいずれかに該当することとなった日の属する月までとする。

(1) 融資資金を繰り上げ償還したとき

(2) 補助の対象となった住宅の所有権を移転したとき

(3) その他町長が補助金の交付を打ち切ることを適当と認めたとき

(補助の取消)

第12条 町長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金を返還させることができる。

(1) 融資機関から融資を受けた資金を目的以外に使用したとき

(2) 補助の申請に不正な行為があったとき

(3) その他この要綱に違反したとき

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行し、同日以後に融資機関と融資契約を締結したものから適用する。

附 則

この要綱は、平成9年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

(受給者に対する経過措置)

2 改正後の第3条の規定は、施行の日以後に償還を開始することとなる融資契約を融資機関と締結したものについて適用し、平成17年3月31日までに償還を開始することとなる融資契約を融資機関と締結したものについては、なお従前の例による。

3 前項の規定により、なお従前の例によることとされた受給者の利子補助金が支払利子額を超えている場合においては、同項の規定にかかわらず、支払利子額を利子補助金とする。

(平成17年4月1日から同年12月31日までの償還開始者に対する経過措置)

4 平成17年4月1日から同年12月31日までに償還を開始することとなる融資契約を融資機関と締結したものに係る改正後の第3条の規定の適用については、同条中「2分の1の額」とあるのは、「3分の2の額」とする。

5 前項の規定により、利子補助額が3分の2となる申請者の利子補助金が、第2項及び第3項の規定によりなお従前の例によることとされた場合における利子補助金を超えている場合においては、前項の規定にかかわらず、第2項及び第3項の規定により算定した利子補助金を当該利子補助金とする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

第 1 号様式（第 4 条関係）

中井町勤労者住宅資金利子補助金交付申請書			
年 月 日			
中井町長 殿			
申請者 住 所			
氏 名 印			
住宅資金の利子補助金の交付を受けたいので申請します。なお、補助金の交付申請に当たって、町税の納付状況について確認されることに同意します。			
新築等住宅所在地		中井町	
使 途		☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 購入	
借入金額		万円 利子補助対象額 万円	
利子補助申請額		円	
融資機関名		中央労働金庫	
勤務先	名 称		就職年月日 年 月 日
	所在地		勤続年数 年 月
融 資 機 関 記 入 欄			
貸付番号	貸付金額 万円	貸付利率(申請時) %	貸付年月日 年 月 日
返済開始年月 年 月	返済回数 回	補助対象借入額に対する支払利子額 円	
利子補助金振込口座		利子補助金交付額 円	
上記のとおり相違ないことを証明します。			
年 月 日			
融資機関名			
代表者職氏名 印			

第 2 号様式（第 5 条関係）

中環 号
年 月 日

様

中井町長

中井町勤労者住宅資金利子補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった勤労者住宅資金利子補助の交付について、次のとおり決定したので通知します。

決 定 区 分	☐ 交付する	☐ 交付しない
交 付 金 額	円	
交付対象期間	年 月 日から	年 月 日まで
交付条件		
1 この利子補助は、住宅資金の償還実績を確認のうえ、年度の末日までに融資機関を通じて交付します。		
2 利子補助期間中に住宅資金を繰上償還し、又は住宅の所有権の移転等をしたときは、補助を打ち切り、償還を遅滞している場合は、その月分の補助を行いません。		
3 住宅資金を他の目的に使用したとき、または不正の方法により補助金の交付を受けたときは、すでに交付した補助金の全部又は一部を返還させることがあります。		
交付しない理由		

第 3 号様式（第 6 条関係）

委 任 状

私は、次の者を代理人として中井町勤労者住宅資金利子補助金交付要綱に基づく補助金が交付されるときには次の権限を委任します。

年 月 日

中井町長 殿

委 任 者	住 所	
	氏 名	 印
代 理 人	住 所	
(受任者)	名 称	
	代表者職氏名	 印

中井町勤労者住宅資金利子補助金の請求及び受領に関すること。

第 4 号様式（第 8 条関係）

請 求 書

	百	十	万	千	百	十	円
金 額							

ただし、中井町勤労者住宅資金利子補助金として

（ 年 月分～ 年 月分）

別添明細書のとおり

上記の金額を請求いたします。

年 月 日

中井町長 殿

（受任者）住 所

名 称

代表者職氏名

印

第 5 号様式（第 8 条関係）

中井町勤労者住宅資金利子補助金明細書

融 資 機 関 名

代表者職氏名

印

No.	氏 名	補助対象支払 利子額 (A)	補助期間	補助金額 (A ÷ 2)	繰上償還 遅延の有無
		円	月～ 月	円	
		円	月～ 月	円	
		円	月～ 月	円	
		円	月～ 月	円	
		円	月～ 月	円	
		円	月～ 月	円	
		円	月～ 月	円	
		円	月～ 月	円	
		円	月～ 月	円	
		円	月～ 月	円	

備考 補助金額は、得られた額の 100 円未満を切捨てた額とする。